

大阪市長 殿

住民税・特別徴収税額通知書のマイナンバー 別途通知に断固抗議します

2017年7月20日

大阪商工団体連合会

貴自治体におかれましては、中小業者の経営と生活のため日頃よりご尽力頂きありがとうございますとございます。

さて、貴自治体は、今年度の「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」第三号様式（以下「特別徴収税額通知書」）に、個人番号の一部をアスタリスク表示した上で、6月下旬より各事業所へ、従業員の宛名番号、受給者番号、個人番号を記載した通知書を別途送付しています。

このような複雑な通知方法をとったのは「誤送付等による情報漏えいリスクを回避するため」と説明されています。しかし、問題の本質はそこではありません。これまで再三にわたり指摘してきたとおり、①財政的にも番号管理能力のない事業者にまで番号管理を強制することは、経営権の侵害であり、特別徴収義務の受忍の限界をこえていること、②番号を知られたくない従業員の分まで事業者勝手に通知することは、憲法13条に基づくプライバシー権の侵害であること、③従業員の番号を扱っていない事業者は「個人番号関係事務実施者」には該当せず、そこに番号を通知することは番号法19条1号に違反すること、になります。

まして特別徴収税額通知書の「様式」に番号記載欄が設けられただけで、事業者に従業員の番号を通知する法的根拠はなく、貴自治体の取った通知方法は明らかに違法であり、特定個人情報の組織的漏えいとして、刑事罰の対象となります。また、従業員が1人の場合は、別途通知書だけでも誰の個人番号か簡単に特定されてしまうため、情報リスクを回避したことにはなりません。このような問題のある個人番号の通知に、大阪市民の血税を浪費したことは、同市民への背信行為です。

全国的には、少なくとも97自治体で計600人分の特別徴収税額通知書が誤送付され、個人番号が流出しています。貴自治体は別の通知方法を取ったとはいえ、すでに個人番号が記載された給与支払報告書159人分を紛失しています。これらは、いかなる手段を取っても、結局は情報漏えいリスクなどなくなることを示しています。国会審議や、私たちの上部団体である全国商工団体連合会が総務省交渉で再三にわたり追及してきたにも関わらず、問題を見做し続けた政府、総務省、各自治体の責任は重大です。貴自治体として、総務省に対し、特別徴収税額通知書への番号記載を中止するよう求めて下さい。あわせて、こんな危険な番号制度そのものを中止するよう求めて下さい。

以上から、ここにおいて、貴自治体が行った個人番号の別途通知の送付に断固抗議するとともに、事業者各人の判断として、同通知書を貴自治体に返還します。